

古座川漁業協同組合 和内共第 26 号第五種共同漁業権遊漁規則

改正後			改正前		
遊漁料の額及び納付方法			遊漁料の額及び納付方法		
<p>第 7 条</p> <p>遊漁料の額は、次のとおりとする。</p> <p>あゆ、うなぎを対象とした遊漁の場合において遊漁者が 18 歳以下のときは無料とする。</p> <p>また、あゆを対象とする遊漁の場合において遊漁者が肢体不自由、<u>女性(1 日除く)</u>のときは、下記に掲げる額の二分之一に相当する額とする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000 円(消費税込)を加算した額とする。</p>			<p>第 7 条</p> <p>遊漁料の額は、次のとおりとする。</p> <p>あゆ、うなぎを対象とした遊漁の場合において遊漁者が 18 歳以下のときは無料とする。</p> <p>また、あゆを対象とする遊漁の場合において遊漁者が肢体不自由のときは、下記に掲げる額の二分之一に相当する額とする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000 円(消費税込)を加算した額とする。</p>		
魚種	漁具・漁法	遊漁料 (消費税込)	魚種	漁具・漁法	遊漁料 (消費税込)
あゆ	友釣、竿釣 (餌釣・ル アー釣除 く)、たも 網	1 日 <u>3,000 円</u> 1 年 12,000 円	あゆ	友釣、竿釣 (餌釣・ル アー釣除 く)、たも 網	1 日 <u>4,000 円</u> 1 年 12,000 円
もくずがに	かに籠	1 年 3,500 円	もくずがに	かに籠	1 年 3,500 円
うなぎ	手釣、竿釣 もんどり、 うなぎ石	1 年 3,500 円	うなぎ	手釣、竿釣 もんどり、 うなぎ石	1 年 3,500 円